

〈マニュアル〉

『地域の子どもは地域で守る』



令和5年5月改訂

島本町青少年指導員協議会 島本町PTA連絡協議会 島 本 町 教 育 委 員 会

はじめに

本町の「こども110番の家」運動は、平成9年5月に社会を震撼させた神戸連続児童殺傷事件を契機に、安全で住みよい地域づくりを推進するために、同年10月から実施しています。また、地域の防犯力の向上を図るため、平成25年12月から各町立小学校に「地域安全ステーション」を設置する取り組みを進めています。

現在に至るまで、青少年指導員協議会、PTA連絡協議会、教育委員会の三者が、「こども110番の家」運動の登録者と連携し、この運動を推進してきた結果、本町におきましては、子どもが巻き込まれた大きな事件は発生していません。

これは、「地域の子どもは地域で守る」を根底に、さまざまな活動を継続してきた成果であると考えられます。しかし、いまだに子どもがトラブルに巻き込まれ被害にあう事件が発生するなど、常に見えにくい危険と隣り合わせに過ごしています。

このようなことから、本町における社会環境の安全確保のために、 保護者と教職員、地域住民が協力して、この運動の強化と継続した取 組みを図るとともに、改めて、「こども110番の家」運動の意義を再 確認するために、「こども110番の家」運動マニュアルを配布させて いただきます。

つきましては、犯罪のない安全で住み良い地域づくりを推進し、子どもの安全を守るために、このマニュアルをご一読いただき、お役立ていただければ幸いです。

令和5年5月

島本町青少年指導員協議会 島本町 P T A 連絡協議会 島 本 町 教 育 委 員 会

目 次

1.「こども110番の家」運動の取組み	1
(1) 運動が生まれた背景	
(2) 目的	
(3) 内容	
(4) 旗等の設置方法	
(5) 旗等の交換、住所変更、新規加入など	
2. 子どもたちが助けを求めてきた時の対応	2
(1)対応の仕方と警察等への通報例	
(2) 緊急時の電話番号	
3.「こども110番の家」運動の推進体制	$3 \sim 4$
(1) 推進体制の体系図	
(2) 推進会議	
(3) 各小学校区推進委員会	
(4) 実施部会	
4. 見舞金補償制度	4
5.「こども110番の家」運動の登録者へのお願い	4
(1) 目的以外の使用禁止	
(2) 譲渡・貸与の禁止	
(3) 複製の禁止	
(4) 返却	
(5) 調査等の実施	
6.「こども110番の家」運動についての問い合わせ	4
7.「こども110番の家」運動の登録申込書(見本)	5

1.「こども110番の家」運動の取組み

(1) 運動が生まれた背景

平成9年に神戸児童連続殺傷事件が発生したことにより、青少年育成 大阪府民会議では、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して 暮らせる環境を確保するため、「こども110番の家」運動を推進しまし た。

(2)目的

子どもを犯罪から守るため、また、地域全体から犯罪をなくし、安全 で安心できる住み良い地域づくりを推進することを目的としています。

(3) 内容

「こども110番の家」と書いてある黄色地の旗等を設置し、子ども が助けを求めやすくするとともに、この運動についての啓発を図ります。 子どもに対する犯罪やいたずらを抑制し、被害をなくすように努めて まいります。

また、各町立小学校の地域安全ステーションを活用し、各校区で防犯意識の向上のために情報の提供や共有等を図ります。

(4) 旗等の設置方法

旗等の設置は、助けを求める時に発見しやすいよう、見えやすいところに設置してください。

(5) 旗等の交換、住所変更、新規加入など

小学校区推進委員会を小学校区ごとに設置することにより、旗等の交換、住所変更など登録者の更新確認を年1回、新規加入の手続きは随時 実施します。

※ 旗等の交換、住所変更、新規加入などは、随時行っていますので、 各小学校区推進委員会(各小学校)、または教育委員会事務局教育セン ターへご連絡ください。

2. 子どもたちが助けを求めてきた時の対応

(1)対応の仕方と警察等への通報例

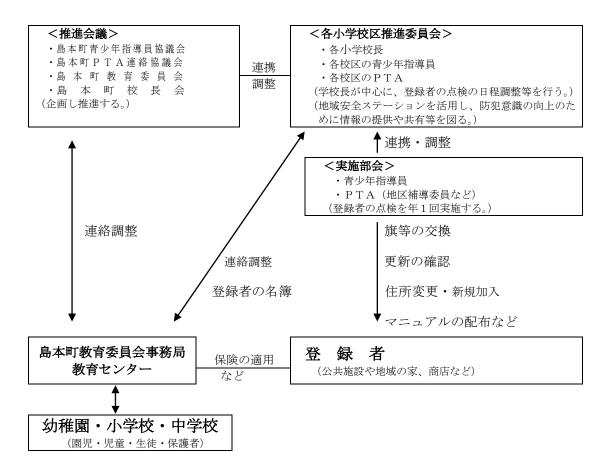
救護時の対応	子どもが助けを求めてきた時は、子どもはもとより受け入れた家や商店等の安全を第一に対処してください。 ① 子どもにケガはないかを確認し、状況を聞く。 ② 可能な限り、注意して近辺の様子を伺う。 ③ 警察、保護者、学校等に連絡する。 ④ 近隣に状況を知らせ、協力を求める。		
警察への通報例	1 1 0 番通報または高槻警察署 072(672)-1234 へ。 (携帯電話の場合は、携帯電話であることを告げる) ※ ケガ等がある場合は、状況により 1 1 9 番で 救急車を要請してください。		
	通報の目的	三島郡島本町〇〇一丁目〇〇の●●です。 子どもが不審者に追いかけられて、保護し ています。	
	場所や目標物	こちらは、〇〇公園南隣の●●です。 (明確な場所や目標物などを伝えてください。)	
	不審者の特徴	(本人の話では)○○歳ぐらいの男で、○○色のセーターを着ており、○○の方へ逃げたようです。	
	その他、現在 の状態等	家の者が近辺の様子を見に行っています。 ケガをしているため救急車を要請し、到着を 待っています。	

(2) 緊急時の電話番号

<u> </u>	察	緊 急 時 1 1 0 番 通 報 高 槻 警 察 署 072(672)-1234
学	校	第一 幼 稚 園 961-6456 第一 小 学 校 961-1193 第二 小 学 校 961-1195 第三 小 学 校 962-2521 第四 小 学 校 962-2311 第一 中 学 校 961-1197 第二 中 学 校 962-1177
役	場	教育委員会事務局 教育センター 962-4255

3.「こども110番の家」運動の推進体制

(1) 推進体制の体系図



(2) 推進会議

推進会議は、青少年指導員協議会、PTA連絡協議会、校長会、教育委員会の四者が連携し、企画・計画を行い、この運動の強化と継続した取り組みを推進します。

また、各小学校区推進委員会と連携・調整を図ります。

(3) 各小学校区推進委員会

推進委員会は、各小学校の学校長が中心に、推進会議と連携・調整し、計画された内容に応じて、登録者の点検(旗等の交換、住所変更、登録者の更新確認など)の日程・内容等と新規加入の内容等を決定します。

また、地域安全ステーションを活用し、各校区で防犯意識の向上のために情報の提供や共有等を図ります。

(4) 実施部会

実施部会は、推進委員会が決定した、日程・内容に応じて、登録者の点検 等を推進委員会と行い、その結果を報告します。

4. 見舞金補償制度

「こども110番の家」運動に登録している家や商店等で、子どもが助けを求めてきた場合、不審者も一緒にその家に入り、家族や店員等の方が危害や物的損害を受けた場合に保険が適用されます。

<見舞金> ○ 死亡・後遺障害(1名につき)1,000万円

○ 入 院 見 舞 金(1名につき) 5万円

○ 通 院 見 舞 金(1名につき) 1万円

○ 建物・収容動産損壊(1件につき)3万円

- 5.「こども110番の家」運動の登録者へのお願い
 - (1)目的以外の使用禁止 登録者に配布された旗等を目的以外のことに使用しないこと。
 - (2) 譲渡・貸与の禁止 登録者に配布された旗等を他人に譲渡・貸与しないこと。
 - (3)複製の禁止 登録者に配布された旗等を複製しないこと。
 - (4) 返却

登録者は、町外へ転出及び登録の取消しをする場合は、配布された旗等を速やかに返却すること。

(5) 調査等の実施

登録者は、推進会議等から依頼する調査等に協力すること。

- 6.「こども110番の家」運動についての問い合わせ
 - ①旗等交換については 各小学校区推進委員会(各小学校)
 - ②その他については 島本町教育委員会事務局 教育センター 〒618-0011 大阪府三島郡島本町広瀬三丁目1番30号 TEL 962-4255

FAX 962-4256

7.「こども110番の家」運動の登録申込書(見本)

「こども110番の家」運動の登録申込書

登録番	号		←この欄は	記入しないでく	(ださい。	
フリガ	ナ				性	別
氏	名					
住	所	島本町	見	本		
電話番	号					
備 (申込の動機	考 &など)					

私は、上記の個人情報を、「こども110番の家」運動事業に係る、定期的な旗交換及び登録情報の更新確認のために利用することに同意の上、登録を申し込みいたします。

令和 年 月 日

上記の登録者	を推薦します。	
推薦者	□ 各小学校区推進委員会 [□ 島本町教育委員会 [□ その他 []